

虐待防止のための指針

1. 虐待防止の基本的な考え方

社会福祉法人立山町社会福祉協議会（以下、「本会」という）では、高齢者及び障害者への虐待は人権侵害であり犯罪行為であると認識し、各虐待防止法の理念に基づき、利用者への虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2. 虐待の定義

(1) 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3. 虐待防止委員会

本会では、虐待及び虐待と疑われる事案（以下「虐待等」という。）の発生防止に努める観点から、「虐待防止委員会」を設置する。

(1) 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施する。

(2) 虐待防止委員会の構成委員

- ・委員長（責任者）は、事務局長が務める。
- ・委員会の構成員は、事務局長、ケアサービスセンター管理者、ホームヘルパーステーションサービス提供責任者とする。

(3) 虐待防止委員会の開催

- ・委員会は、委員長の招集により年1回以上開催する。また、その結果について職

員に周知徹底を図る。

- ・虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催する。
- ・委員会は、身体拘束適正化のための委員会や、取り扱う事項について関連がある他の会議と一体的に開催することもある。
- ・会議の実施にあたっては、テレビ会議システム等を用いる場合がある。

(4) 虐待防止委員会の審議事項

- ① 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
- ② 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ③ 職員の人権意識を高めるための研修計画策定に関すること
- ④ 虐待予防、早期発見に向けた取組みに関すること
- ⑤ 虐待が発生した場合の対応に関すること
- ⑥ 虐待の原因分析と再発防止策に関すること

(5) 虐待防止の担当者の選任

虐待に関する相談受付窓口及び虐待防止の担当者は、ケアサービスセンター管理者、ホームヘルパーステーションサービス提供責任者とする。

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する虐待防止のための研修は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき虐待防止を徹底する。

- (1) 研修は、年1回以上実施
- (2) 新任者採用時に、必ず虐待防止に関する研修を実施
- (3) 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに関係市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、関係市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の相談・通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は、上記3（5）で定められた虐待防止担当者とする。なお、虐待者が担当者の場合は、責任者に相談する。
- (2) 虐待等が発生した場合は、速やかに事実確認を行い、その内容を関係市町村に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払う。

7. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、適切な関係機関等への案内を行う。

8. 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、相談受付担当者は受付内容を責任者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 対応の結果は、相談者にも報告する。

9. 利用者等に対する指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、事務局内に備え付ける。また、当会ホームページにも公開する。

10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

虐待防止のための内部研修のほか、外部研修等にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上に努める。

附 則

この指針は、令和6年2月1日より適用する。